

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
令和2年度事業点検・評価調書

3-15

3-15

章	第3章 佐渡金銀山の保存管理	取組項目	違反広告物の掲出に関する住民等への予防的措置
節		事業主体	佐渡市建設課
事業(施策)名	15 屋外広告物条例の周知と運用促進	関連団体	県都市政策課、佐渡市世界遺産推進課
事業実施期間	H28～R4		
事業概要	【事業目的】	○ 佐渡市屋外広告物条例の周知徹底により、住民や事業者の景観保全意識の醸成を図る。	
	【事業内容】	○ 住民や事業者に対し、適切な屋外広告物の掲出に向けた啓発を行う。	
事業計画と実績	【R2年度計画】	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民や事業者に向けた条例周知する。 <ul style="list-style-type: none"> ・市報等で屋外広告物の許可制度について周知する。 ・国で定める屋外広告物適正化に向けた意識啓発期間(9月1日～10日)において、市ホームページに設置適正化に向けた周知を実施する。 ● 広告事業者に向けた条例周知 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度屋外広告業登録事業者の業務主任者講習会において、市条例周知チラシ(規制概要)を配布し啓発を行う。 	
	【R2年度実績】	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民や事業者に向けた条例周知 <ul style="list-style-type: none"> 計画した意識啓発期間(9月1日～10日)における市ホームページでの周知について、実効性が高まるように手法を変更し、4月の市広報誌と通年のケーブルテレビで周知した。 ● 広告事業者に向けた条例周知 <ul style="list-style-type: none"> 計画のとおり12/18に新潟県主催の業務主任者講習会において、市条例周知チラシ(規制概要)を配布し周知した。 	
課題・今後の取組	【課題】	■ 市民や事業者への継続的な条例周知の徹底が必要である。	
	【今後の取組】	■ 今後も定期的に、市報やケーブルテレビで市民や事業者に対して広く市屋外広告物条例を周知して行くとともに、広告事業者に対しては広告物設置に関し事前協議を徹底するよう周知を継続する。	
事業評価	【事業の達成度】	◇ 予定通りに市民・事業者への周知を行い、一定の成果が得られた。	
	【事業実施の効果】	[a (b) c]	
	【総合評価】	[A (B) C]	

a: 進んでいる。高い。
b: 概ね順調。概ね適切。
c: 遅れている。低い。

A: 計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。
B: 概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。
C: 計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。